

【米国にて油等の排出により過怠金を課されたケース】

ケース	1	2	3
タイトル	ノルウェー船社及び4名の乗組員が、バイパスラインによるビルジ及びスラッジの排出、虚偽記載等、7件の容疑で起訴	油水を意図的に海上投棄したドイツ船社に対し、過怠金US\$750,000の支払判決	油圧オイルを海上投棄したイギリス船社に対し、過怠金US\$750,000の支払判決
概要	<p>2014年、米国海域を航行中、本船(オイルタンカー)はバイパスよりビルジ及びスラッジを船外に排出(Act to Prevent Pollution from Ships/船舶による汚染防止条例の違反)、更にこれをオイルレコードブックには記載せず、隠蔽しようとした疑いがかけられている。</p> <p>当局の調査によれば、本船はプラスチックバッグにスラッジタンク内のビルジを詰め込み、海上投棄した疑いがある。</p> <p>当局の調査の前には、バイパスラインを取り外し、新たなラインの設置や、ビルジを入れたプラスチックバックを海上投棄したことを隠すようにと、予め指示がなされていた。</p> <p>上記の他に、虚偽証言及び証人買収等を含め計7つの容疑をかけられ、係争中である。</p> <p>嫌疑をにかけている乗組員：ルーマニア人1名、中国人3名（全て機関部）</p>	<p>本船(コンテナ船)は韓国から米国、アラスカ、Dutch Harborへ航海中、20015年1月31日～2月6日の間、乗組員が1,430ガロン(6.7kl)の油水ビルジ(油水混合物)を意図的に船外へ排出。更に2月11日にDutch Harborの100マイル沖にて、350ガロン(1.3kl)の油水ビルジを排出。</p> <p>船主は正確なオイルレコードブックを保管しなければならないことを理解しながらも、虚偽のレコードブックを当局に提出していた。</p>	<p>本船(一般貨物船)がCosta RicaからNew Jerseyへ航行中、2014年4月27日にFlorida沖にて油圧オイルが入った20樽(バレル、約3.2KL)を海上投棄したが、油記録簿・廃棄物記録簿への記載が無く、不実記載が発覚。</p> <p>海上投棄した際に、油記録簿・廃棄物記録簿への記載は無く、当局の調査の際には誤った記録簿を提出し、不実記載が発覚。</p> <p>C/Oの指示で、上記海上投棄が行われた。</p> <p>有罪とされた乗組員：ロシア人（C/O）</p>
判決	<p>有罪と判決が下された場合、起訴案件毎に最大\$500,000の過怠金及び虚偽証言をした各船員に対し、最長20年の懲役が科される可能性がある。</p>	<p>2015年6月3日、連邦裁判所は本船のオペレータである船社に対し、Act to Prevent Pollution from Shipsの違反に対する過怠金US\$600,000及び社会奉仕賠償US\$150,000の合計 US\$750,000の支払判決を下す。</p> <p>更に、包括的な環境遵守計画の実行と3年間の保護観察処分。その上、保護観察の期間に、違法の疑いがあれば、本船だけでなく船社自身も監査されることとなる。</p>	<p>2015年6月17日、Act to Prevent Pollution from Ships違反により船社に対し、US\$750,000.00の過怠金及び3年間の保護観察処分、C/Oに対しては懲役3ヶ月の判決が下された。</p>
その他		<p>上記船社は、同社が2013年10月～2014年4月に運航していた別船の油記録簿の虚偽記載に対して、2014年4月、カリフォルニア州連邦地方裁判所より3年の保護観察と汚染防止違反の過怠金\$1,000,000、社会奉仕賠償US\$250,000及び特別審査費用US\$800の合計US\$1,250,800の支払いを命じる判決を受けている。</p> <p>昨年4月に言い渡された「3年の保護観察の期間」中に、今回「新たな3年の保護観察命令が」出たため、厳罰として、環境遵守計画の実行が追加されることとなった。</p> <p>社会奉仕賠償金(communitiy restitution payment)とは？</p> <p>社会奉仕賠償金の用途は、国立魚類野生生物財団に送金され、米国経済水域内で特にアラスカ付近の海洋環境保護に関する研究、教育、プロジェクト等に活用される。</p>	